

入学後に機構奨学金の申し込みを行う場合の手続き等

2021年4～5月に2年生・3年生が申し込む場合も同様です。

2021年4～5月に申し込まなかった場合、次回は2021年9月の申し込みになります。

1. 奨学金の申し込み

(ア) 「奨学金案内(給付奨学金:青色の冊子／貸与奨学金:赤色の冊子)」をよく読み、申し込み内容に応じた「スカラネット入力下書き用紙」を記入します。「スカラネット入力下書き用紙」は、各奨学金案内に入っています。

・給付奨学金のみを申し込む場合

→給付奨学金案内(青色の冊子)を参照。

青色の「スカラネット入力下書き用紙」を記入。

・給付奨学金と貸与奨学金との両方を申し込む場合

→給付奨学金案内(青色の冊子)および貸与奨学金案内(赤色の冊子)を参照。

青色の「スカラネット入力下書き用紙」を記入。

・貸与奨学金のみを申し込む場合

→貸与奨学金案内(赤色の冊子)を参照。

赤色の「スカラネット入力下書き用紙」を記入。

※各奨学金案内は、4月5日に奨学金説明会で配布します。4月6日以降は事務室で配布します。

(イ) 「給付奨学金確認書(給付奨学金)」、「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書(貸与奨学金)」を作成します。それぞれの用紙は、各奨学金案内の冊子の最終ページにあります。切りとって提出してください。

(ウ) 記入した「スカラネット入力下書き用紙」と「給付奨学金確認書(給付奨学金)」、「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書(貸与奨学金)」を学校に提出し、内容の確認を受けます。

(エ) 給付奨学金を申し込む場合は授業料等の減免を同時に受けるため、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」の提出が必要です。学業成績によっては、併せて「大学等への修学支援の措置に係る学修計画書」の提出が必要となる場合があります。

(オ) 内容に不備がなければ、申し込み用のID/パスワードが交付されます。

(カ) PC・スマートフォンから申し込み(入力)します(学校のPC教室からでも申し込み(入力)できます)。

※提出(入力)期限 2021年4月20日(火)・・・6月採用

2021年5月20日(木)・・・7月採用

2. マイナンバーの提出

- (ア) 「マイナンバー提出書のセット」の内容をよく確認し、必要な書類を提出(発送)します。
- (イ) マイナンバー提出専用の封筒を使用し、郵便局の窓口から簡易書留で発送してください。

※提出(発送)期限 2021年4月23日(金)・・・6月採用
2021年5月24日(月)・・・7月採用

3. 奨学金の支給・貸与開始

- (ア) 期限までに申し込み手続き・マイナンバーの提出が完了していた場合、6月11日(6月採用)もしくは7月9日(7月採用)に初回の振り込み(4月・5月・6月の3ヶ月分もしくは4月・5月・6月・7月の4ヶ月分)があります。
- (イ) 申し込みの内容に不備があると、採用(初回の振り込み)が7月もしくは8月以降になる場合があります。
- (ウ) 給付奨学金および第一種奨学金(無利子)の両方に採用された場合、給付奨学金との併給調整により、第一種奨学金の月額が減額されます。

併給調整後の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金(および修学支援制度)の支援区分	第一種奨学金の貸与月額(併給調整後)
第Ⅰ区分(満額支援)	0円
第Ⅱ区分(2/3支援)	0円
第Ⅲ区分(1/3支援)	自宅通学 23,300円
	自宅外通学 18,300円

4. 必要書類の提出

- (ア) 採用月の下旬に学校へ書類が届きます。
書類が届き次第、対象学生に向けた説明会を実施し、関連書類を交付します。
- (イ) 給付奨学金に採用され、自宅外から通学の場合は、「自宅外通学を証明する書類(入寮選考結果通知書やアパートの賃貸借契約書などのコピー)」の提出が必要です。給付様式35「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」の裏面を参照し、給付様式35に必要な書類を添付の上で提出して下さい。
- (ウ) 給付奨学金および給付奨学金と同時に採用された第一種奨学金は、自宅外通学であることの審査が完了するまでの間、自宅通学の月額が振り込まれます。自宅外通学であることの審査が完了した後に、振込額が自宅外通学の月額に変更され、同月の振込時に支給始期に遡って差額が支給されます。

(エ) 提出書類

採用された奨学金に応じて、以下の書類を提出してください。

<給付奨学金(自宅外通学の場合)>

給付様式35「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」

自宅外通学を証明する書類

<貸与奨学金(機関保証)>

返還誓約書

機関保証依頼書

<貸与奨学金(人的保証)>

「返還誓約書」

連帯保証人の「印鑑登録証明書」

連帯保証人の「収入に関する証明書類」

保証人の「印鑑登録証明書」

(オ) 採用月ごとの書類提出期限は以下の通りです。

※提出期限 2021年7月26日(月)・・・6月採用

2021年8月30日(月)・・・7月採用

(カ) 提出期限までに不備のない書類が提出されなかった場合、不備が解消されるまでの間、奨学金の支給が保留されます。

機構が設定する期限までに書類の不備が解消されなかった場合、奨学金の採用が取り消しとなり、既に支給された全額を一括で返金する必要があります。

5. 在籍報告(給付)

(ア) 毎年7月・10月・翌4月に給付奨学金の在籍報告があります。詳細は、機構から手順等が通達された後に対象学生に向けた説明会を実施します。

6. 適格認定(給付)

(ア) 毎年7月頃にマイナンバーを利用した家計状況の確認があり、前年の収入に応じて支援区分の見直しがされます。

(イ) 適格認定の結果は、10月からの支給額・減免額に反映されます。

7. 継続願の提出(給付・貸与それぞれ)

(ア) 毎年12月～1月に継続願の提出があり、次年度の奨学金の継続を希望する場合は、継続願の提出が必要です。

(イ) 詳細は、12月下旬に対象学生に向けた説明会を実施します。

※継続願を提出しなかった場合、その年度の3月で奨学金の支給・貸与が終了します。

8. 適格認定(給付・貸与)

(ア) 毎年度末に学業成績や学修状況に基づいた適格認定が行われます。

(イ) 修業年限(3年)で卒業できないことが確定した場合(留年)は、給付奨学金が打ち切り(復活不可)になったり、貸与奨学金が停止(積算24ヶ月まで、進級後に復活可)されたりします。

(ウ) 学生生活や授業態度、授業への出席率等の学修状況により、奨学金の継続が認められない場合もあります。

※ 2021年4月の申し込みでは家計基準で給付奨学金・修学支援の対象外だった場合でも、2021年9月に改めて申し込みができます。「2019年中の収入と比較して2020年中の収入が減少している場合」や「世帯構成に変更があった場合」に、2021年度後期(10月)分からの給付・支援を受けられる可能性があります。再度の申し込みも検討してください。

※ 予期できない事由により家計が急変した場合、4月・9月以外でも給付奨学金・貸与奨学金の申し込みをできる場合があります。急変事由の発生日から3ヶ月以内に申し込む必要があるため、家計に急変があった場合、早急に奨学金担当まで相談して下さい。

(家計急変の事由には、新型コロナウイルス感染症の影響で公的機関より支援を受けた場合も含まれます。この場合、支援を受けたことを証明する書類のコピー等の提出が必要です。)